健全化判断比率の状況

1 健全化判断比率等について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」では、地方公共団体が、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの健全化判断比率を算定・公表することされ、その1つでも早期健全化基準、財政再生基準を上回った場合は、それぞれ「財政健全化計画」、「財政再生計画」の策定が義務付けられ、早期に財政状況を是正することが求められる。

また、公営企業についても、資金不足比率を算定・公表することとされ、その比率が経営健全化基準を上回った公営企業は、「経営健全化計画」の策定が義務付けられる。

健全化判断比率等は、平成20年度決算から基準以上となった団体に対する計画策定の義務付けが適用される。

<実質赤字比率>

一般会計等の実質赤字の標準財政規模に対する比率。

<連結実質赤字比率>

全会計の実質赤字等の標準財政規模に対する比率。

<実質公債費比率>

市債の償還額に公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを加えたものと標準財政規模との割合であり、普通交付税の算定基礎となる基準財政需要額に算入されるものを除いて算出した過去3年間の平均の比率。地方債協議制度の下で、18%以上の団体は、地方債の発行に際し許可が必要となる。

<将来負担比率>

公営企業、出資法人等を含めた一般会計等の実質的な負債の標準財政規模に対する比率。

<公営企業における資金不足比率>

公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率。

○各指標の算式

一般会計等の実質赤字額 実質赤字比率 = 標準財政規模

連結実質赤字短 連結実質赤字比率 = ————— 標準財政規模

> (地方債の元利償還金+準元利償還金) -(特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

実質公債費比率 = (3か年平均)

標準財政規模一(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

将来負担額一(充当可能基金額+ 特定財源見込額+ 地方債現在高等に係る 基準財政需要額算入見込額)

将来負担比率 =

標準財政規模 - (元利償還金・準元金償還金に係る基準財政需要額算入額)

資金不足比率 = 一変を不足の額

事業の規模

2 健全化判断比率等の算定結果(速報値)について

(単位:%)

		平成20年度決算 (速報値)	早期健全化基準 (経営健全化基準)	財政再生基準
1 実質赤字比率		_	11.43	20.00
2 連結実質赤字比率		_	16.43	40.00
3 実質公債費比率		9.0	25.0	35.0
4 将来負担比率		96.2	350.0	
5 公営企業に おける資金不 足比率	水道	_	20.0	
	病院	_	20.0	
	下水道	_	20.0	

※実質赤字比率、連結実質赤字比率、公営企業における資金不足比率は赤字及び資金不足がないため「-」と表示している。

3 健全化判断比率の近隣市の状況

(単位:%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
宝塚市	-	_	9.0	96.2
尼崎市	-	_	10.4	205.8
西宮市	-	_	13.4	100.1
伊丹市	-	_	8.3	104.8
芦 屋 市	-	_	19.9	206.7
川西市	_	_	10.7	170.6
三田市	_	_	15.7	28.7

※平成21年9月18日兵庫県発表資料、「県内市町の健全化判断比率及び資金不足比率の 算定結果について(速報)」より